

# 静岡県建設工事執行規則の改正

(交通基盤部建設経済局建設業課)

## 1 要旨

令和6年12月13日に施行された改正建設業法への対応のため、静岡県建設工事執行規則を改正する。

## 2 建設業法改正に伴う改正内容

### (1) 改正内容

監理技術者補佐について定めている建設業法第26条第3項ただし書が、同条第3項第2号として下記のとおり改められたことから、静岡県建設工事執行規則について告示のとおり改める。

改正前：建設業法第26条

3（前文略）ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。

改正後：建設業法第26条

3（前文略）ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一（略）

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

### (2) 施行日

公布の日からの施行とする。